

船舶事故調査報告書

令和2年12月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年12月14日10時15分ごろ
発生場所	静岡県下田市神子元島西岸の浅所 神子元島灯台から真方位196° 170m付近 （概位 北緯34° 34.4′ 東経138° 56.5′）
事故の概要	瀬渡船第27みこもと丸は、神子元島西岸に接近中、岩場に乗揚げた。 第27みこもと丸は、右舷中央部船底外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	令和2年1月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 第27みこもと丸、14トン 241-17493静岡、株式会社マリントラスト 13.03m (Lr) × 4.17m × 1.43m、FRP ディーゼル機関、401.60kW、平成13年1月
乗組員等に関する情報	船長 男性 33歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成31年3月7日 免許証交付日 平成31年3月7日 （令和6年3月6日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	右舷中央部及び後部船底外板の破口、機関に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、神子元島に渡した釣り客を収容する目的で令和元年12月14日09時30分同島西岸にある本場4号と称する瀬渡しポイントに向けて下田港を発した。 船長は、本場4号沖に到着した際、前路に南方に向かう非常に強い潮流を認めたものの、なんとか釣り客を収容できると思い、本場4号に接近を開始した。 本船は、船首を北東方に向けて接近していたところ、潮流と西からの風浪により、右舷側に傾斜しながら船尾が流されて左回頭し、本場

	<p>4号に平行で北西方に向首した態勢のまま、南方に圧流され、10時15分ごろ、浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、直後に機関室に海水が浸水してきたのを認めたので、釣り客の収容を中止する旨を船舶所有者に連絡し、機関が水没状態であったものの、下田港所在の造船所に自力入港した。</p> <p>船長から連絡を受けた船舶所有者は、別会社に釣り客の収容を依頼した。</p> <p>本船は、右舷中央部船底外板に破口を、機関に濡れ損を生じたものの、その後、修理された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 損傷状況 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、船首喫水約1m、船尾約2mで、潮汐は、約110cmであった。</p> <p>船長は、平成30年8月から瀬渡船の船長として乗船しており、月平均20回の瀬渡し経験があった。</p> <p>船長は、本場4号付近において、下げ潮の際、南へ潮流が流れることを知っていた。</p> <p>船長は、本事故時の潮流の影響を過去に経験した程度と思い、そのまま、本場4号に向かって航行して乗り揚げてしまったものの、右舷側に傾斜した際、すぐに後進で下がって態勢を立て直し、瀬渡しポイントを江ノ口と称する神子元島西岸の入り江等の他のポイントに変更すれば、乗揚を防げたと本事故後に思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり <p>本船は、神子元島西岸において、釣り客の収容の際、船長が、前路に非常に強い潮流を認めたものの、潮流の影響を過去に経験した程度と思い、瀬渡しポイントに接近したことから、潮流により圧流されて浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が神子元島西岸において、釣り客の収容の際、船長が、前路に非常に強い潮流を認めたものの、過去に経験した程度と思い、瀬渡しポイントに接近したため、潮流により圧流されて浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、瀬渡し前、潮流等の程度を見極め、瀬渡しポイントを選定すること。 ・船長は、瀬渡し時、潮流等により操船に不測の影響を感じた際、速やかに後進で離れて態勢を立て直すことを想定しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

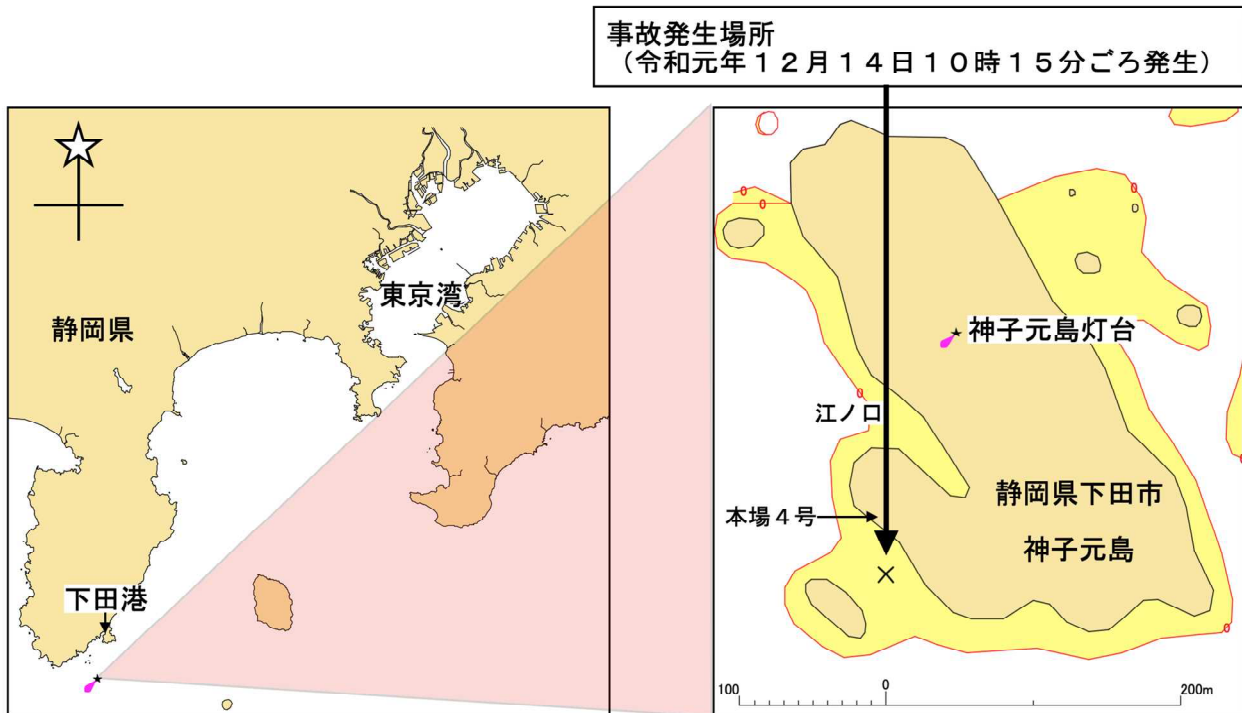


写真1 損傷状況

